

緊急事態宣言の発出を受けた裁判業務等について

今般、群馬県に対しても、政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

群馬県内の裁判所では、これまでと同様、専門家の助言を踏まえた裁判所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら通常どおり裁判業務を継続しておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

【感染拡大防止のための措置】

- ・ 個別の事件においては、ウェブ会議や電話会議を利用して当事者や代理人の方が出頭しなくても審理を進めることができるような運用上の工夫を引き続き進めていきます。
- ・ 法廷の傍聴席や待合室では、間隔を空けて着席していただいています。このため、通常より傍聴席数が減少しています。
- ・ 窓口や事件関係室において、ビニールカーテンやアクリルパーテーション等を設置している場合があります。
- ・ 換気のため、事件関係室等の窓や扉を開放する場合があります。

【裁判員裁判について】

- ・ 裁判員裁判についても実施する予定です。
- ・ ①広い法廷や評議室の使用、②法壇（裁判員の方が着席する卓上）にアクリル板の設置、③座席間隔の確保、④定期的な換気、⑤部屋や備品の消毒、⑥手指消毒用のアルコール等の設置などの感染防止対策を徹底しております。

【来庁される際のお願い】

- ・ 庁舎内においては、法廷などの事件関係室を含め、マスクの着用に御協力ください。
- ・ 庁舎内に入る際は、手指の消毒に御協力ください。
- ・ その他、手洗いや咳エチケット、人との間隔の確保にも御協力ください。
- ・ 発熱等の症状があるなど体調不良の場合には、来庁をお控えください。

- ・ 裁判所から手続や期日への出席のため来庁を求められている場合において、発熱等の症状があるなど体調不良の方やその他来庁することに不安がある方は、事前に担当部（係）まで電話で御連絡ください。

御不明な点があれば、担当部（係）にお問い合わせください。